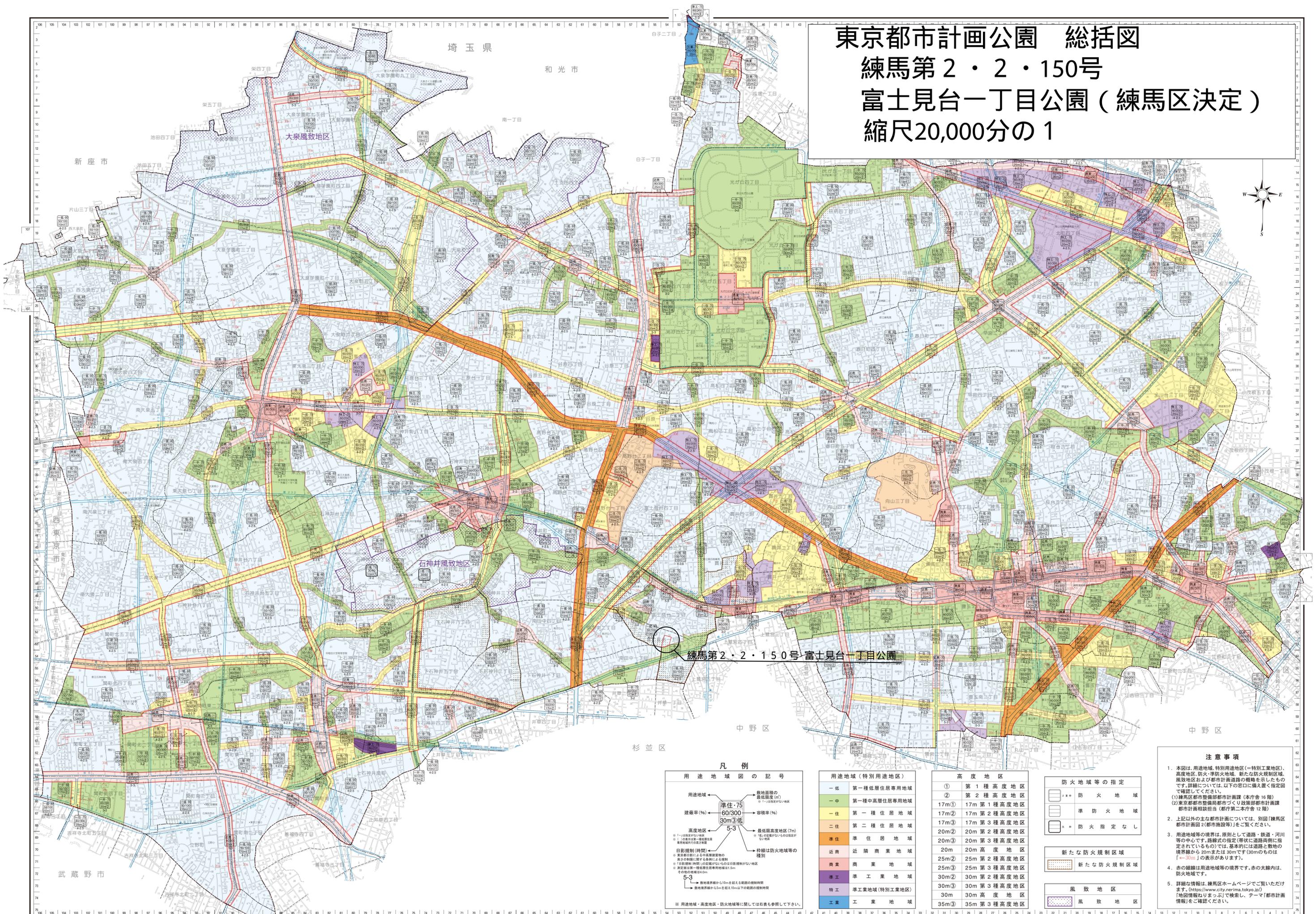


東京都市計画公園 総括図

練馬第2・2・150号

富士見台一丁目公園（練馬区決定）

縮尺20,000分の1



練馬第2・2・150号 富士見台一丁目公園

凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の最低限度 (㎡)
準住: 75
60/300 → 容積率 (%)
5-3 → 最低高度地区 (7m)
高度地区 → 日照規制 (時間)
5-3 → 防火地域等の種別

※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)
一低 第一種低層住居専用地域
一中 第一種中高層住居専用地域
一住 第一種住居地域
二住 第二種住居地域
準住 準住居地域
近商 近隣商業地域
商業 商業地域
準工 準工業地域
特工 準工業地域 (特別工業地区)
工業 工業地域

高度地区
① 第1種高度地区
② 第2種高度地区
17m① 17m第1種高度地区
17m② 17m第2種高度地区
17m③ 17m第3種高度地区
20m① 20m第1種高度地区
20m② 20m第2種高度地区
20m 20m高度地区
25m① 25m第1種高度地区
25m② 25m第2種高度地区
25m③ 25m第3種高度地区
30m① 30m第1種高度地区
30m② 30m第2種高度地区
30m③ 30m第3種高度地区
30m 30m高度地区
35m① 35m第1種高度地区
35m② 35m第2種高度地区
35m③ 35m第3種高度地区

防火地域等の指定

防火地域

準防火地域

防火指定なし

新たな防火規制区域

新たな防火規制区域

風致地区

風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご来庁・指定図で確認してください。
(1)練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎16階)
(2)東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当 (都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「-30m」の表示があります)。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
「地図情報おまかせ」(https://www.city.nerima.tokyo.jp/)「地図情報おまかせ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。